

令和 4 年 9 月 1 3 日  
関東東北産業保安監督部東北支部

## 坑口の適切な措置及び維持の徹底について【注意喚起】

本年7月17日に埼玉県秩父地域の鉱山の坑道に人が立ち入り、酸素欠乏症により死亡する事故の報道がありました。

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第3条第7項では、鉱業権者に対する技術基準として「廃止又は休止した施設に起因する危害又は鉱害を防止するため、廃止又は休止した施設は、立入禁止区域の設定、さく囲及び標識の設置、坑口の閉そくその他の適切な措置が講じられていること」を定めています。

同様の事故を未然に防ぐ観点から、鉱山において坑口の適切な措置及び維持の徹底を図るよう、お願いいたします。

### 〈お問合せ先〉

関東東北産業保安監督部東北支部

担当：鉱山保安課 的場、生田目

          鉱害防止課 佐々木、村上

電話：022-221-4962（鉱山保安課）

          022-221-4965（鉱害防止課）